

5. 利用の審査・決定・通知（一次～三次）

学童保育クラブの利用希望者が、受入人数（上限数）を上回った場合は、利用基準指数の高い方から利用決定を行います。利用基準指数は、「基準指数」と「調整指数」を合計したポイントです。「Ⅳ.目黒区学童保育クラブ利用基準（利用基準指数）」（13～16 頁）参照

審査・決定	◆申請数が第1希望の学童保育クラブ受入人数以内の場合 ・要件のある申請者全員の利用を承認します。	
	◆申請数が第1希望の学童保育クラブ受入人数を上回った場合 ・利用基準指数を基に審査を行います。 ・一次申請と二次申請以降との審査方法に違いがあります。	
	申請受付	内容
	一次	1年生～3年生、障害のある児童を審査・決定後、4年生～6年生の審査・決定を行います。 「(2)障害のある児童(15 頁)」に該当する障害のある児童が対象です。
	二次	一次申請承認後空きがある学童保育クラブに対し、1年生～6年生の審査・決定を行います。
待機	二次	二次申請承認後空きがある学童保育クラブに対し、1年生～6年生の審査・決定を行います。
	・第1希望の学童保育クラブに入れなかった場合・・・「学童保育事業利用申請書」の【利用を希望する学童保育クラブ】欄の記載に沿って調整します。	
	・第2希望の学童保育クラブ利用が承認された場合・・・第1希望の待機はできません。	
通知	利用決定・・・利用が決定した方には「学童保育事業利用承認通知書」を自宅へ郵送いたします。 待機・・・第1希望の待機になった方には「利用調整結果について」を自宅へ郵送いたします。 通知が届きましたら内容をご確認ください。	

申請から審査、通知までの流れ

